

議案第 14 号

日出町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日出町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日出町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年日出町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。